

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 中川幹太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 家庭用指定容器等交付事業（生活環境課）【業務委託登録変更】
- 2 生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援に関する業務
 - (1) 生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務（社会教育課）【業務登録変更】
 - (2) 生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務（社会教育課）【外部提供登録変更】
- 3 上越市美術展覧会運営補助に関する業務
 - (1) 上越市美術展覧会運営補助業務（社会教育課）【業務委託登録】
 - (2) 上越市美術展覧会目録等作成業務（社会教育課）【業務委託登録変更】
- 4 電子母子手帳アプリに関する業務
 - (1) 電子母子手帳アプリ業務（健康づくり推進課）【業務委託登録変更】
 - (2) 電子母子手帳アプリ業務（健康づくり推進課）【コンピュータ結合登録変更】
- 5 障害福祉サービス等に関する業務（地域生活支援拠点等機能強化事業）（福祉課）【業務委託登録】
- 6 犯罪被害者等見舞金支給に関する業務
 - (1) 犯罪被害者等見舞金支給業務（市民安全課）【業務登録】
 - (2) 戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録】
 - (3) 戸籍の附票業務（市民課）【目的外利用登録】

- 7 住民基本台帳業務【住民実態調査業務】に関する業務
 - (1) 住民基本台帳業務【住民実態調査業務】（市民課）【業務登録変更】
 - (2) 精神障害者保健福祉手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (3) 身体障害者手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (4) 療育手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (5) 上越市精神障害者入院医療費助成事業（福祉課）【目的外利用登録】
 - (6) 障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (7) 後期高齢者医療制度に関する業務（国保年金課）【目的外利用登録】
 - (8) 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】（市民課）【目的外利用登録】

- 8 国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務（国保年金課）【業務登録変更】

- 9 国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務（国保年金課）【外部提供登録変更】

- 10 後期高齢者医療制度に関する業務
 - (1) 後期高齢者医療制度に関する業務（国保年金課）【業務登録変更】
 - (2) 後期高齢者医療制度に関する業務（国保年金課）【外部提供登録】

- 11 市税宛名管理に関する業務
 - (1) 市税宛名管理業務（税務課）【業務登録変更】
 - (2) 戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録変更】

- 12 ふるさと上越応援寄附金に関する業務
 - (1) ふるさと上越応援寄附金事業（用地管財課）【業務登録】
 - (2) ふるさと上越応援寄附金事業（用地管財課）【外部提供登録】
 - (3) ふるさと上越応援寄附金事業（用地管財課）【業務委託登録】

- 13 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売に関する業務
 - (1) 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務（収納課）【業務登録変更】
 - (2) 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務（収納課）【外部提供登録変更】

(3) 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務（収納課）【コンピュータ結合登録変更】

1 4 納税者管理に関する業務

- (1) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】
- (2) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】
- (3) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】
- (4) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】
- (5) 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】

1 5 コミュニティバスの運行に関する業務

- (1) コミュニティバス運行業務（交通政策課）【業務登録】
- (2) コミュニティバス運行業務（交通政策課）【業務委託登録】

1 6 消防団員管理システム保守管理業務（危機管理課）【業務委託登録変更】

1 7 上越市地産地消推進の店認定に関する事業

- (1) 上越市地産地消推進の店認定事業（農政課）【業務登録変更】
- (2) 上越市地産地消推進の店認定事業（農政課）【外部提供登録】

1 8 空き店舗等利用促進業務（産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室）【業務登録】

1 9 まちなか居住推進事業「空き家マッチング制度」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【外部提供登録】

2 0 まちなか居住推進地区の認定に関する業務（都市整備課）【業務登録】

2 1 補助金等の支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援、空き家の賃貸用リフォーム支援、雁木通りの街なみ形成支援）（都市整備課）【目的外利用登録】ほか12件

2 2 職員採用に関する業務（人事課、教育総務課）【業務登録変更】

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 生活環境課

委託する業務の名称	家庭用指定容器等交付事業
委託する相手先	配送業者
委託する理由	指定袋等の円滑な現物給付を行うため
委託する期間	毎年4月1日から3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

【家庭用指定容器等交付事業の業務委託登録変更について】

令和3年12月の審議会の指摘を踏まえ、委託先へ提供する情報を整理したことから変更するもの

家庭用指定容器等交付事業の変更について

1 業務の名称 家庭用指定容器等交付事業

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する理由	生活保護世帯への指定袋等の円滑な現物給付を行うため	_____指定袋等の円滑な現物給付を行うため
取り扱う個人情報項目	住所、氏名、電話番号、 <u>生活保護情報</u>	住所、氏名、電話番号_____

3 変更理由

本業務は、生活保護世帯だけでなく、経済的負担を軽減する必要がある世帯に対し、指定袋等を配付するものである。これまで配送業者に対し、配送に必要な宛先情報のほかに、平成28年度までは「扶助人員」を、平成29年度からは「対象人数」を提供し、業者において配付枚数を算出させていたが、今後は、市が配付枚数を算出し、業者に対し配付枚数を指示することとしたことから、「生活保護情報」を削除するもの。なお、市が指示する配付枚数からは、世帯人数などの状況を特定することができないことから取り扱う項目には含まないこととする。

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市が指定する世帯に対し指定ごみ袋等は無償で交付し、当該世帯のごみの排出に係る経済的負担を軽減し、もってごみの適正処理を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

指定袋及び指定シールを、市が指定する交付対象者世帯に対し、指定枚数を配送する。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 社会教育課

業務の名称	生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務
収集の目的	生涯学習指導者・活動団体・サークル活動を支援し、市民の生涯学習活動を推進するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴、勤務先、資格、加入団体、指導内容、指導エリア
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務の業務登録等の変更について】

生涯学習指導者、活動団体及びサークルの活動支援として、生涯学習情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成しており、当誌の更新の方法及び掲載内容を見直したことに伴い業務登録を変更するもの。あわせて、公民館等の市施設に閲覧用冊子を設置することに伴い、外部提供登録を変更するもの

生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務の変更について

1 業務の名称 生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、電話番号_____、学歴、職歴、勤務先、資格、加入団体、指導分野	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴、勤務先、資格、加入団体、指導内容、指導エリア
収集の時期	定期	随時
記録されている文書等の保存期間	1年	3年

3 変更理由

生涯学習指導者、活動団体及びサークルに関する活動支援として生涯学習情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成している。これまで、掲載するすべての情報を毎年度末に更新していたが、全体の情報を3分割し、それぞれを3年ごとに更新することに見直した。それにより、ガイドブック作成の基となる生涯学習情報登録票の提出が毎年から3年ごとになることから、更新までの間、登録票を保存する必要があるため、保存期間を1年から3年に変更するとともに、掲載する内容を見直したことに伴い、収集する個人情報の項目を変更するもの

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

生涯学習指導者、活動団体及びサークル活動を支援し、市民の生涯学習活動を推進する。

(2) 業務内容

生涯学習情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、市施設に閲覧用冊子の設置、ホームページに掲載及び希望する市民等への配布を行い、生涯学習指導者、活動団体及びサークルを周知する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票 (変更) (諮問)
 外部提供

課 名 社会教育課

業務の名称	生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務	
利用又は提供 する目的	生涯学習指導者・活動団体・サークルを広く周知し、生涯学習推進に関する活動支援に利用するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、電話番号、メールアドレス、加入団体、指導内容、指導エリア	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ホームページ)	
利用又は提供 する相手先	名称	市民等
	業務の名称	—
利用又は提供 する期間	平成17年1月1日から	

生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務の変更について

1 業務の名称 生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援業務

2 変更箇所

変更箇所		変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報項目		氏名、電話番号_____	氏名、電話番号、メールアドレス、加入団体、指導内容、指導エリア
利用又は提供する方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ホームページ）	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ホームページ）
利用又は提供する相手先	名称	生涯学習指導者・活動団体・サークル、市民	市民等
	業務の名称	生涯学習推進に係る指導者・団体等の活動支援	—

3 変更理由

生涯学習指導者・活動団体・サークルに関する活動支援として生涯学習情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、ホームページへの掲載及び希望者へ配布をしている。掲載内容の見直し及び公民館等の市施設に閲覧用の冊子を設置することに伴い、外部提供登録を変更するもの

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

生涯学習指導者、活動団体及びサークル活動を支援し、市民の生涯学習活動を推進する。

(2) 業務内容

生涯学習情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、市施設に閲覧用冊子の設置、ホームページに掲載及び希望する市民等への配布を行い、生涯学習指導者、活動団体及びサークルを周知する。

個人情報取扱業務委託登録票（変更）（諮問）

課 名 社会教育課

委託する業務の名称	上越市美術展覧会目録等作成業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	上越市美術展覧会の目録及び作品題箋（キャプション）を作成するため
委託する期間	契約締結日から業務終了日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、年齢、住所、電話番号、決定内容、受賞歴
個人情報の提供方法	文書の交付、電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

【上越市美術展覧会業務に関する業務委託登録の変更等について】

上越市美術展覧会の実施に係る目録、出品目録及び作品題箋（キャプション）の作成について、現在は、目録、出品目録の作成のみを業者に委託しているが、業務の効率化を図るため、今後は、作品題箋（キャプション）の作成についても業者に委託するため、「委託する業務の名称」及び「委託する理由」を変更し、あわせて、その他の項目において、現状と異なるため、現状に合わせたものに変更する。また、展覧会の作品受付、審査補助業務、作品題箋（キャプション）の貼付、会期中の会場受付及び会場内監視業務等の運営補助業務を業者に委託するため、業務委託の登録をするもの

上越市美術展覧会業務（運營業務）の変更について

1 業務の名称 上越市美術展覧会業務（運營業務）

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
委託する業務の名称	上越市美術展覧会業務（運營業務）	上越市美術展覧会目録等作成業務
委託する理由	上越市美術展覧会出品者を来場者に周知するため、出品目録を作成するもの	上越市美術展覧会の目録及び作品題箋（キャプション）を作成するため
委託する相手先	毎年入札による。	受託者
委託する期間	毎年6月1日から翌年11月30日まで	契約締結日から業務終了日まで
取り扱う個人情報項目	氏名、年齢、住所、決定内容、受賞歴	氏名、年齢、住所、電話番号、決定内容、受賞歴

3 変更理由

上越市美術展覧会の実施に伴い、出品者の一覧をまとめた目録及び作品を出品する際に作品と合わせて提出する出品目録を作成するとともに、各作品脇に掲示する作品題箋（キャプション）を作成している。これまで目録及び出品目録の作成は業者へ委託し、作品題箋（キャプション）は市で作成していたが、効率的に業務を進めるため、同一業者へ一括して作成を委託することに伴い、「委託する業務の名称」及び「委託する理由」を変更するもの。あわせて、「委託する相手先」及び「委託する期間」について、現状と異なるため、現状に合わせたものに変更するほか、「取り扱う個人情報の項目」について、出品目録の作成時に過去に出品したことがある人の情報を刷り込むため、過去に出品したことがある人の電話番号を委託業者に提供していることから追加するもの

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

上越市美術展覧会の実施に伴い、目録及び作品題箋（キャプション）を作成し、出品者を市民等へ周知する。

(2) 業務内容

上越市美術展覧会の目録及び作品題箋（キャプション）を作成する。

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 社会教育課

委託する業務の名称	上越市美術展覧会運営補助業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	上越市美術展覧会業務の効率化と上越市美術展覧会の質の向上を図るため
委託する期間	契約締結日から業務終了日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、年齢、住所、電話番号、決定内容、受賞歴
個人情報の提供方法	文書の交付、電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

上越市美術展覧会運営補助業務の概要について

1 業務の名称 上越市美術展覧会運営補助業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

上越市美術展覧会業務の効率化と上越市美術展覧会の質の向上を図るため

(2) 業務内容

上越市美術展覧会の作品受付、審査補助業務、作品題箋（キャプション）の貼付、会期中の会場受付及び会場内監視業務等の運営補助業務を行う。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、年齢、住所、電話番号、決定内容、受賞歴

4 委託する期間

契約締結日から業務終了日まで

5 個人情報の提供方法

文書の交付、電子ファイルの交付

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 健康づくり推進課

委託する業務の名称	電子母子手帳アプリ業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	電子母子手帳アプリシステムを適切に運用保守管理するため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、容姿、健康状態、発達状態、体格、感想、相談内容、出産予定日、予防接種の接種記録
個人情報の提供方法	電子母子手帳アプリシステムへの入力
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

【電子母子手帳アプリ業務の業務委託登録票及びコンピュータ結合登録の変更について】

令和4年度に電子母子手帳アプリのリニューアルを予定しており、受託者が変更となることから、相手先及び委託する期間を変更するもの

電子母子手帳アプリ業務の変更について

1 業務の名称 電子母子手帳アプリ業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する相手先	株式会社スマートバリュークラウド イノベーション Division	受託者
委託する期間	平成29年3月14日から業務終了まで	毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 変更理由

令和4年度中に電子母子手帳アプリのリニューアルを予定しており、受託者が変更となることから、表記を改めるもの

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦や子育てしている人を対象とした、妊娠・出産・子育て支援に関する情報や子育てに関連するイベント情報等を発信するアプリを運営することにより、情報取得の利便性を高め、母子の健康保持及び子育てに関する支援の充実を図る。

(2) 業務内容

アプリの運営を通して、利用者に妊娠・出産・子育て支援に関する情報や子育てに関連するイベント情報等を提供し、妊娠・子育てに関する記録や日程の管理を可能とするほか、予防接種の接種忘れ等を防ぐため接種時期等の情報を通知する。

コンピュータ結合登録票（変更）（諮問）

課 名 健康づくり推進課

業 務 の 名 称	電子母子手帳アプリ業務
結 合 す る 理 由	電子母子手帳アプリを運営するに当たり、管理者として委託業者に設置されたサーバに接続し、情報の登録等を行うため (根拠法令：)
結 合 す る 相 手 先 の 名 称	受託者
結 合 す る 期 間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取 扱 っ た 個 人 情 報 の 項 目	氏名、性別、住所、生年月日、容姿、健康状態、発達状態、体格、感想、相談内容、出産予定日、予防接種の接種記録
結 合 す る 相 手 先 に お け る 保 護 措 置 の 内 容	秘密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管並びに破棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

電子母子手帳アプリ業務のコンピュータ結合の変更について

1 業務の名称 電子母子手帳アプリ業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
結合する相手先の名称	株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division	受託者
結合する期間	平成 29 年 3 月 14 日から業務終了まで	毎年 4 月 1 日から毎年 3 月 31 日まで

3 変更理由

令和 4 年度中に電子母子手帳アプリのリニューアルを予定しており、受託者が変更となることから、表記を改めるもの

4 变更日期

令和 4 年 4 月 1 日

5 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦や子育てしている人を対象とした、妊娠・出産・子育て支援に関する情報や子育てに関連するイベント情報等を発信するアプリを運営することにより、情報取得の利便性を高め、母子の健康保持及び子育てに関する支援の充実を図る。

(2) 業務内容

アプリの運営を通して、利用者に妊娠・出産・子育て支援に関する情報や子育てに関連するイベント情報等を提供し、妊娠・子育てに関する記録や日程の管理を可能とするほか、予防接種の接種忘れ等を防ぐため接種時期等の情報を通知する。

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 福祉課

委託する業務の名称	障害福祉サービス等に関する業務（地域生活支援拠点等機能強化事業）
委託する相手先	地域生活支援拠点等の指定を受けた法人
委託する理由	地域生活支援拠点等に専門的知識を有する職員を配置し、処遇困難ケースの支援や緊急的受入れ調整等を行うことにより、障害のある人の地域生活を支える体制の強化・充実を図るため
委託する期間	契約締結の日から業務終了日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、体格、性格、資格、技術、決定内容、収入情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好
個人情報の提供方法	文書、電子メール、口頭
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や業務上情報共有が必要な関係機関以外の第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

【障害福祉サービス等に関する業務（地域生活支援拠点等機能強化事業）の業務委託登録について】

令和4年度から、障害のある人の地域生活を支える体制の強化・充実を図ることを目的に、市が地域生活支援拠点等（※）として指定している4法人に地域生活支援拠点等機能強化事業を委託する。各法人は、委託に基づき専門的知識を有する職員を1名配置し、拠点同士の連携、処遇困難ケースの支援や緊急的受入れ調整、研修会の企画・運営等を行う。委託を行うに当たり、個人情報利用が必要となるため、業務委託登録を行うもの

※地域生活支援拠点等…障害者の重度化・高齢化や、「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ場所や体制のこと

障害福祉サービス等に関する業務（地域生活支援拠点等機能強化事業）の概要について

1 業務の名称 障害福祉サービス等に関する業務（地域生活支援拠点等機能強化事業）

2 業務の概要

(1) 実施目的

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三で示された地域生活支援拠点等の指定を受けた拠点等において、担当職員を配置し、拠点同士が連携して緊急受入体制の強化や専門的人材の育成に取り組むことで、地域における障害のある人を支える体制の強化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・相談業務への助言・支援
- ・緊急時の受入体制の強化
- ・専門的な人材の確保・育成業務（研修会の企画・運営）
- ・地域の体制づくり（事例検討会、研修会の企画・運営）
- ・地域生活支援拠点連携会議の開催 等

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、体格、性格、資格、技術、決定内容、収入情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好

4 委託する期間

契約締結の日から業務終了日まで

5 個人情報の提供方法

文書、電子メール、口頭

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 市民安全課

業務の名称	犯罪被害者等見舞金支給業務
収集の目的	犯罪被害者等に見舞金を支給するに当たっての支給要件を確認するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、死亡、家族構成、勤務先、生活状況、被害情報、決定内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（警察、新潟被害者支援センター、日本司法支援センター、市民課、他市区町村、住民基本台帳）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【犯罪被害者等見舞金支給業務の登録等について】

犯罪被害者及び犯罪被害者の遺族に対して、被害の軽減及び早期回復を図るため支給する見舞金の支給に当たり、犯罪被害者及びその遺族の個人情報収集することから業務登録を行うとともに、見舞金支給対象者の支給要件の確認を行うため、市民課の戸籍に関する業務及び戸籍の附票業務から見舞金支給対象者と犯罪被害者等の人的関係、犯罪発生時の住所等の情報を収集するため目的外利用の登録をするもの

犯罪被害者等見舞金支給業務の概要について

1 業務の名称

犯罪被害者等見舞金支給業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

犯罪被害者等に見舞金を支給することで、犯罪被害の早期回復と軽減を図るため

(2) 業務内容

ア 遺族見舞金

内容：犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族に対し、見舞金を支給する。

見舞金支給額：30万円

イ 重傷病見舞金

内容：犯罪行為により重傷病を負った者に対し、見舞金を支給する。

見舞金支給額：10万円

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、死亡、家族構成、勤務先、生活状況、被害情報、決定内容

4 収集の方法

- ・本人から直接収集する。
- ・本人の同意を得て、警察、にいがた被害者支援センター、日本司法支援センター、市民課、他市区町村、住民基本台帳から収集する。

5 収集開始日

令和4年4月1日

戸籍に関する業務の目的外利用について

1 業務の名称

戸籍に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

国民の親族的な身分関係を記録・保存し、公証するため

(2) 業務内容

戸籍法に基づく届書及び申請の受理、戸籍簿の管理及び調整等を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡

4 利用又は提供できる理由

犯罪被害者等基本法第5条

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

犯罪被害者等見舞金支給業務

(2) 業務の概要

犯罪被害者等に見舞金を支給するに当たり、その支給対象者を確認するため

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課名 市民課

業務の名称	戸籍の附票業務	
利用又は提供する目的	犯罪被害者等に見舞金を支給するに当たり、その支給対象者を確認するため (根拠法令：犯罪被害者等基本法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、本籍、生年月日	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他()	
利用又は提供する相手先	名称	市民安全課
	業務の名称	犯罪被害者等見舞金支給業務
利用又は提供する期間	随時	

戸籍の附票業務の目的外利用について

1 業務の名称

戸籍の附票業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するため

(2) 業務内容

住民票の記載が変更された場合の戸籍の附票の記載、戸籍の附票の管理及び調整等を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、本籍、生年月日

4 利用又は提供できる理由

犯罪被害者等基本法第5条

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

犯罪被害者等見舞金支給業務

(2) 業務の概要

犯罪被害者等に見舞金を支給するに当たり、その支給対象者を確認するため

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

【住民基本台帳業務【住民実態調査業務】の業務登録変更等について】

住民基本台帳法に基づいて住民実態調査を行い、居住の事実がない場合には職権で住民登録を消除するなど、住民基本台帳の正確な記録を確保するため、必要に応じて、福祉課、国保年金課、市民課で行う各種業務の情報を目的外利用し、収集することから、業務登録票の変更及び目的外利用登録を行うもの

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】の変更について

1 業務の名称 住民基本台帳業務【住民実態調査業務】業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所____、生年月日、電話番号、メールアドレス____、続柄、人的関係、学校名、勤務先、勤務状況、犯歴、健康状態、診療情報____、収入情報、収納情報、土地情報、建物情報、資産情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、年金情報、家族構成、生活状況、使用量、使用状態、緊急連絡先、仮放免情報、暴力団情報、児童手当情報、児童扶養手当情報____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、学校名、勤務先、勤務状況、犯歴、健康状態、診療情報、 <u>相談内容</u> 、収入情報、収納情報、土地情報、建物情報、資産情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、年金情報、家族構成、生活状況、使用量、使用状態、緊急連絡先、仮放免情報、暴力団情報、児童手当情報、 <u>児童扶養手当情報、心身障害情報、決定内容、DV被害状況、虐待情報、警察署等施設名</u>
収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> ■本人以外 ■法令等（根拠条項：住民基本台帳法第3条、第8条） ■その他（収納課____、福祉課、高齢者支援課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、ガス水道局営業保安課、近所の住民、勤務先、刑務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ■本人以外 ■法令等（根拠条項：住民基本台帳法第34条____） ■その他（収納課、<u>市民課</u>、福祉課、高齢者支援課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、ガス水道局営業保安課、近所の住民、勤務先、刑務所）

3 変更理由

- ・必要に応じて、福祉課、国保年金課、市民課で行う各種業務の情報を目的外利用し、収集することに伴い、収集する個人情報の項目及び収集の方法を追加するもの
- ・収集の根拠法令を改めるもの

4 变更日期

令和4年3月2-4日

5 業務の概要

(1) 実施目的

住民基本台帳の正確性を確保するため

(2) 業務内容

住民基本台帳に記載された住所が事実と反する疑いが生じた場合、住民実態調査を行う。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 福祉課

業務の名称	精神障害者保健福祉手帳業務	
利用又は提供 する目的	住民基本台帳法に基づく住民実態調査及び職権消除の際に、対象者の情報を確認し、住民基本台帳の正確な記録を確保するため (根拠法令：住民基本台帳法)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、心身障害情報	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	市民課
	業務の名称	住民基本台帳業務【住民実態調査業務】
利用又は提供 する期間	随時	

精神障害者保健福祉手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 精神障害者保健福祉手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

精神障害者保健福祉手帳の申請書を県知事に進達するに当たり、記載内容を確認するため

(2) 業務内容

精神に障害があり、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、その自立と社会参加の促進を図るために手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】

(2) 業務の概要

- ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
- ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

身体障害者手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 身体障害者手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

身体障害者手帳交付等申請書を県知事へ進達するに当たり記載内容を確認するため

(2) 業務内容

身体に一定の障害がある人に対して、身体障害者福祉法に基づき、その自立を援護するために手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】

(2) 業務の概要

- ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
- ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

療育手帳業務の目的外利用について

1 業務の名称 療育手帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

療育手帳交付申請書を県知事へ進達するに当たり記載内容を確認するため

(2) 業務内容

知的に障害がある人・児童に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けられるようにするため手帳を交付する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】

(2) 業務の概要

- ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
- ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

上越市精神障害者入院医療費助成事業の目的外利用について

- 1 業務の名称 上越市精神障害者入院医療費助成事業

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
精神に障害のある人の入院にかかる医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。
 - (2) 業務内容 精神障害者入院医療費を助成する。

- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、生年月日、電話番号、診療情報

- 4 利用又は提供できる理由
住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写

- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
住民基本台帳業務【住民実態調査業務】
 - (2) 業務の概要
 - ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
 - ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

- 7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

障害福祉サービス等に関する業務の目的外利用について

1 業務の名称 障害福祉サービス等に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

障害のある人が、居宅や施設等において身体的な介護や能力に応じた訓練を受け、地域において、安心して生活を送れるよう支援するため

(2) 業務内容

市は、障害者のある人等からの申請を受け、本人の希望、生活習慣、介護者の状況等を勘案しながら適切な支援内容を決定する。当該決定を受け、各種サービスを実施する事業者と本人が利用契約を結んでサービスを利用する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、決定内容

4 利用又は提供できる理由

住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】

(2) 業務の概要

- ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
- ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

後期高齢者医療制度に関する業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 後期高齢者医療制度に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
75歳以上の人全員が加入する後期高齢者医療制度に係る該当者等の情報を把握し、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため
 - (2) 業務内容
後期高齢者医療制度に関する業務
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、診療情報、医療保険情報、家族構成
- 4 利用又は提供できる理由
住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
住民基本台帳業務【住民実態調査業務】
 - (2) 業務の概要
 - ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
 - ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年3月24日

住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】の目的外利用について

1 業務の名称 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】

2 業務の概要

(1) 実施目的

DV等の被害者保護支援措置の申出情報を得ることにより、被害者を加害者から保護するため

(2) 業務内容

申出を受け、証明書等の発行及び閲覧を制限する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、本籍、生年月日、電話番号、印影、続柄、人的関係、相談内容、決定内容、DV被害状況、虐待状況、警察署等施設名

4 利用又は提供できる理由

住民基本台帳の正確な記録を確保し、行政事務の円滑かつ効率的な運営を図るため、住民基本台帳法第34条に基づき調査するものであるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

住民基本台帳業務【住民実態調査業務】

(2) 業務の概要

- ・住民基本台帳法第34条第1項及び第2項に規定する調査
- ・上越市住居表示に関する条例第3条第3項に規定する実態調査等

7 利用期日又は提供開始日

令和4年3月24日

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 国保年金課

業務の名称	国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務
収集の目的	免除要件の確認及び国民年金保険料の未納者に対し、上越年金事務所からの協力依頼により免除勧奨を行うため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、人的関係、続柄、学校名、学歴、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、被害情報、出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（危機管理課、市民課、福祉課、国民健康保険システムでの閲覧、上越年金事務所）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の業務登録変更について】

国民年金保険料の収納実績の向上を図り、将来的な無年金及び低年金者の発生防止、高齢者の生活の安定確保を目的に、上越年金事務所が未納者に対して実施する免除勧奨について、上越年金事務所の協力依頼を受け、市も実施することとしたことから業務登録を変更するもの

国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の変更について

1 業務の名称 国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の目的	免除要件の確認のため	免除要件の確認及び国民年金保険料の未納者に対し、上越年金事務所からの協力依頼により免除勧奨を行うため
収集の方法	危機管理課、市民課、福祉課、国民健康保険システムでの閲覧	危機管理課、市民課、福祉課、国民健康保険システムでの閲覧、上越年金事務所

3 変更理由

上越年金事務所が未納者に対して実施する免除勧奨について、上越年金事務所の協力依頼を受け、市も実施することとしたため

4 変更期日

令和4年3月24日

5 業務の概要

(1) 実施目的

国民年金保険料免除業務、納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の円滑な運営のため

(2) 業務内容

国民年金保険料学生納付特例申請確認業務

【国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務の外部提供登録変更について】

日本年金機構の事業において、国民年金手帳の新規発行が廃止され、代わりに基礎年金番号通知書が発行されることに伴い、外部提供の変更を行うもの

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務の変更について

1 業務の名称 国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）資格得喪関係及び氏名、住所変更受付業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供 する目的	日本年金機構が、 <u>国民年金手帳</u> を再発行し、本人に交付するため	日本年金機構が、 <u>基礎年金番号通知書</u> を再発行し、本人に交付するため
利用又は提供 する相手先	日本年金機構（ <u>国民年金手帳</u> 再交付申請受付業務）	日本年金機構（ <u>基礎年金番号通知書</u> 再交付申請受付業務）

3 変更理由

令和4年4月1日から国民年金手帳の新規発行が廃止され、代わりに基礎年金番号通知書が発行されることとなったため登録票の文言を変更するもの

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

日本国憲法第2.5条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため

(2) 業務内容

国民年金被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格得喪関係届及び氏名、住所変更届の処理、宛先不明の厚生年金資格喪失者への適用勸奨情報の提供

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 国保年金課

業務の名称	後期高齢者医療制度に関する業務
収集の目的	75歳以上の人全員が加入する後期高齢者医療制度に係る該当者等の情報を把握し、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため (根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、印影、国籍、続柄、人的関係、死亡、異動年月日、異動届出年月日、異動事由、住民年月日、消除年月日、後見情報、在留資格、職種、職歴、勤務先、血液型、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、体格、収入情報、収納情報、支出情報、金融機関情報、賦課情報、債務情報、車両情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、被害情報、ひとり親医療受給情報、老人保健医療給付情報、重度心身障害者医療受給情報、支援情報、嗜好
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の59の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（危機管理課、税務課、市民課、福祉課、こども課、高齢者支援課、被用者保険の保険者、指定医療機関）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（後期高齢者医療システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【後期高齢者医療制度に関する業務の業務登録変更及び外部提供登録について】

令和4年度から後期高齢者人間ドック健診の実施の際に受領委任払いを可能とすることから、必要な業務登録の変更及び外部提供登録を行うもの

後期高齢者医療制度に関する業務の変更について

1 業務の名称 後期高齢者医療制度に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> ■本人 ■本人以外 <ul style="list-style-type: none"> ■法令等（根拠条項：番号法別表第1の59の項） ■本人同意 □出版、報道等（ ） □緊急 ■その他（危機管理課、税務課、市民課、福祉課、こども課、国保年金課【老人保健医療に関する各業務】、高齢者支援課、被用者保険の保険者_____） 	<ul style="list-style-type: none"> ■本人 ■本人以外 <ul style="list-style-type: none"> ■法令等（根拠条項：番号法別表第1の59の項） ■本人同意 □出版、報道等（ ） □緊急 ■その他（危機管理課、税務課、市民課、福祉課、こども課_____、 高齢者支援課、被用者保険の保険者、指定医療機関）

3 変更理由

- ・本人同意に基づき、後期高齢者人間ドック健診費用助成金の受領委任払いが可能な指定医療機関から、受診者及び受診日を確認することができる書類の提供を受けることにより支払要件を確認し、指定医療機関に対して支払いを行うため
- ・本人同意に基づき、人間ドックで得られた結果を、今後の保健指導、健康相談及び特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施するため、医療機関から収集するため
- ・老人保健医療に関する業務は、本業務登録票の後期高齢者医療制度に関する業務に移行したことにより、事業を終了しており、老人保健医療に関する各業務の業務登録も廃止していることから、収集の方法から削除するもの

4 変更期日

令和4年4月1日

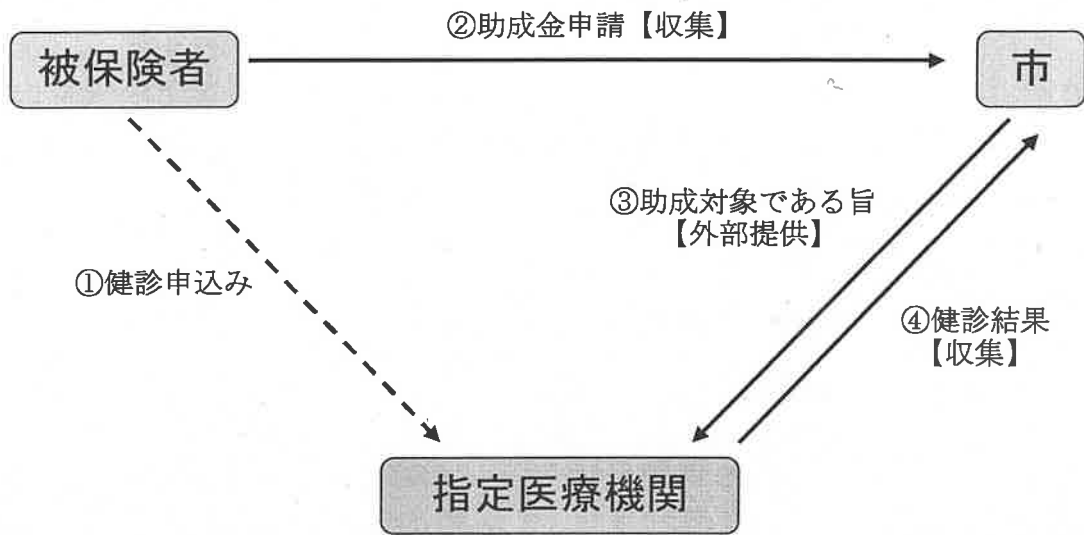
5 業務の概要

(1) 実施目的

75歳以上の人全員が加入する後期高齢者医療制度に係る該当者等の情報を把握し、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため

(2) 業務内容

後期高齢者医療制度に関する業務



目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課 名 国保年金課

業務の名称	後期高齢者医療制度に関する業務	
利用又は提供 する目的	指定健診機関で実施する後期高齢者人間ドック健診の受領委任払い対象者 であることの確認のため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	指定医療機関
	業務の名称	健康診断（人間ドック）業務
利用又は提供 する期間	随時	

後期高齢者医療制度に関する業務の外部提供について

- 1 業務の名称 後期高齢者医療制度に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
75歳以上の人全員が加入する後期高齢者医療制度に係る該当者等の情報を把握し、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため
 - (2) 業務内容
後期高齢者医療制度に関する業務
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
健康診断（人間ドック）業務
 - (2) 業務の概要
後期高齢者医療制度の被保険者の人間ドック健診を実施する。
- 7 利用期日又は提供開始日
随時（令和4年4月1日以降）